

商店街振興組合法

事務処理要領

愛知県春日井市

商店街振興組合法事務処理要領

第1 目的

この要領は、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号、以下「法」という。）に基づく事務処理について必要な事項を定めるものである。

第2 設立の認可

1 事務手続

(1) 発起人

ア 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会（以下「組合」と総称する。）の発起人は「商店街振興組合設立認可申請書（様式第1）」（以下「設立申請書」という。）3通を添えて「商店街振興組合設立認可申請書副申依頼書（様式第1-2）」により、愛知県商店街振興組合連合会（以下「愛商連」という。）に副申依頼するものとする。

(2) 愛商連

ア 発起人から副申依頼のあった設立申請書について、その様式、内容を確認、審査のうえ、「商店街振興組合設立認可申請について（様式第1-3）」（以下「設立副申書」という。）により、春日井市（以下「市」という。）に副申するものとする。

イ 市から送付のあった「商店街振興組合設立についての認可書（様式第1-4）」（以下「設立認可書」という。）及び「商店街振興組合設立認可通知書（様式第1-5）」（以下「発起人への通知書」という。）を発起人に交付するとともに、設立申請書1通を保管するものとする。

(3) 市

ア 愛商連から副申のあった設立申請書について、その様式、内容を確認、審査し、適当と認めるときは、法第36条第1項に基づき組合設立を認可し、設立認可者及び発起人への通知書を添えて、この旨を「商店街振興組合設立認可通知書（様式第1-6）」（以下「設立通知書」という。）により愛商連に通知するものとする。

2 事務処理上の留意点

(1) 事前指導

ア 組織の判定（商店街振興組合か商店街振興組合連合会か）

イ 地区の要件、構成上の要件、政令で定める要件に合致し、商工会議所と協議してその組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと。

ウ 実施しようとする事業が設立の目的を満たしていること。

エ 実施しようとする事業に適当な地域を地区とするよう定めること。

オ 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）資格は、疑義紛争が生じないように明確に定めること。

カ 事業は具体的に明示し、事業計画と一致させること。

キ 出資1口の金額は、共同経済体としての組合の性格、事業規模からみて適

切であること。

ク 事業を行うために必要な財政基盤強化のために出資金はできる限り充実させ、また、十分な収入を図ること。

ケ 現物出資の場合その評価が適切であること。

コ 資金調達に無理がないこと。

サ 役員の定数は組合運営上適切であること。

(2) 設立申請書受理

ア 正本 3 通

イ 申請書は横書にされていること。添付書類もなるべく横書とされていること。

ウ 申請書は一括して袋綴じにし、その綴目に申請人の印が押捺されていること。また、各ページに割印がされていること。

エ 申請書に記載されるべき申請人が法人である場合には、法人の名称とともにその代表者の氏名を合わせて記載させ、かつ、法人の印及び代表者の印を押捺させるものとする。ただし、袋綴じ等の場合の割印は、代表者の印のみでよいものとする。

(3) 書類審査

ア 定款

(ア) 法第42条に規定された事項（絶対的 necessary 記載事項及び相対的 necessary 記載事項）が記載されていること。

(イ) 模範定款に準じていること。

イ 事業計画書（様式第 1－7）

(ア) 法に規定されている事業以外の事業を行うものでないこと。

(イ) 定款の事業と 2 か年の計画書の事業内容とが一致していること。

(ウ) 設置後直ちに実施しない事業については、その計画の概要と実施予定年度が附記されていること。

(エ) 次の事項が記載されていること。

a 事業運営の基本方針

b 実施しようとする事業の種類

c 事業実施の具体的方法

d 所要資金の調達方法

(オ) 事業計画に基づく所要資金の調達及び運用方法を記載した「資金計画書（様式第 1－8）」が添付されていること。

ウ 役員の氏名及び住所を記載した書面（様式第 1－9）

(ア) 理事は 3 人以上、監事は 1 人以上選任されていること。

(イ) 選任された理事又は監事は、定款で定められた定数であること。

(ウ) 設立当時の理事の定数の $2/3$ 以上は組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員で定款で定められた定数であること。

(エ) 議事録の記載と相違しないこと。

(オ) 役員個人の住所、氏名が記載されていること。

(カ) 氏名の上に理事及び監事の区分が書いてあること。

(キ) 理事長、専務理事若しくは数人の代表理事又は員外理事若しくは員外監事をおいているときは、理事又は監事の下にその旨の附記がされていること。

エ 設立趣意書（様式第 1 - 10）

設立の目的が、法の趣旨、目的にかなったものであること。

オ 設立同意者がすべて組合員たる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面（様式第 1 - 11）

(ア) 発起人全員の記名押印があること。

(イ) 発起人が法定数を充足していること。（商店街振興組合 7 人以上、商店街振興組合連合会 2 組合以上）

(ウ) 設立同意者の氏名、住所、事業の種類を記載した組合員名簿が添付されていること。

カ 設立同意者がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面（様式第 1 - 11）

(ア) 設立の同意とその同意者が引き受けようとする出資口数を記載された書面（設立同意書及び出資引受書）に記名押印されていること。

(イ) 名簿記載の全組合員から徴されていること。

(ウ) 出資 1 口の金額は均一であること。

(エ) 総出資額が事業計画等の記載と相違しないこと。

(オ) 1 組合員の出資口数は、出資総口数の 25 / 100 をこえないこと。

(カ) 「出資引受明細書（様式第 1 - 12）」が添付されていること。

キ 収支予算書（様式第 1 - 13）

(ア) 収入及び支出は、事業計画書に記載された事業と対応するものであること。

(イ) 収入及び支出は、それぞれの科目、金額及びその積算基礎が明らかにされていること。

(ウ) 収支予算書には、組合名並びに事業の開始及び終了年月日が記載されていること。

(エ) 初年度及び次年度の予算科目は、特別の事由のない限り統一されたものであること。

(オ) 予算科目の金額は、原則として組替え又は流用を必要とするときは、総会の承認を得させること。

ク 創立総会の議事録（様式第 1 - 14）

(ア) 法第 35 条の規定に則った適法な創立総会となっていること。

(イ) 次の事項が記載されていること。

- a 開催公告の期日
- b 招集の期日
- c 開催の日時
- d 場所

- e 創立同意者数
- f 出席者数及び出席者の内訳（本人、書面、代理人の別）
- g 議長選任の経過
- h 議事の要領及びその結果
- i 初年度の役員の任期を定めた場合はその旨
- j 創立総会の議事録が謄本である場合には、原本に相違ない旨の証明がなされていること。

(ウ) 「理事会議事録（様式第 1-15）」又はその謄本が添付されており、謄本の場合は、代表理事により原本に相違ない旨の証明がなされていること。
なお、理事の印は個人印であること。

(エ) 「役員就任承諾書（様式第 1-16）」が添付されていること。なお、承諾者の印は個人印であること。

ケ 法第 6 条及び第 9 条又は第 11 条並びに法施行令第 3 号の要件に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面
次の書面が提出されていること。

(ア) 組合の地区たる地域の地図

(イ) 組合員たる資格を有する者及び組合員となろうとする者の事業別又は職業別人員数を記載した書面（様式第 1-17）

(ウ) 組合の設立に関し、春日井商工会議所（以下「商工会議所」という。）と協議の結果を記載した書面（様式第 1-18）

(エ) 組合の行おうとする主たる事業が商工会議所の組織又は運営に支障を及ぼさないことを説明した書面（様式第 1-19）

コ 委任状（様式第 1-20）

申請が、発起人代表 1 名によりなされる場合は、他の発起人全員が申請事務を当該発起人代表に委任する旨を記載していること。

第 3 定款変更の認可

1 事務手続

(1) 組合

定款を変更しようとする組合は、「商店街振興組合定款変更認可申請書（様式第 6）」（以下「変更申請書」という。）3 通を添えて「商店街振興組合定款変更認可申請書副申依頼書（様式第 6-2）」により愛商連に副申依頼するものとする。

(2) 愛商連

ア 組合から副申依頼のあった変更申請書について、その様式、内容を確認、審査のうえ「商店街振興組合定款変更認可申請書副申書（様式第 6-3）」により市に副申するものとする。

イ 市から送付のあった「商店街振興組合定款変更認可書（様式第 6-4）」（以下「変更認可書」という。）を組合に交付するとともに、変更申請書 1 通を保管するものとする。

(3) 市

愛商連から副申のあった変更申請書について、その様式、内容を確認、審査し、適当と認めるときは、法第62条第2項に基づき定款変更を認可し、変更認可書を添えて、この旨を「商店街振興組合定款変更認可通知書（様式第6-5）」（以下「変更通知書」という。）により愛商連に通知するものとする。

2 事務処理上の留意点

(1) 事前指導

ア 地区、事業及び出資1口の金額を変更しようとするときは、組合の経営基盤の影響を十分に検討すること。

イ 出資1口の金額の増加の場合は、組合員全員の同意を得させること。

ウ 出資1口の金額の減少の場合は、債権者保護の手続きをとらせること。

（法第66条）

エ その他定款の変更に伴ない組合、組合員及び他の組合に与える影響を考慮すること。

(2) 変更申請書受理

ア 正本3通

イ 申請書は横書にされていること。添付書類もなるべく横書とされていること。

ウ 申請書は一括して袋綴じにし、その綴目に申請人の印が押捺されていること。また、各ページに割印がされていること。

エ 申請書に記載されるべき申請人が法人である場合には、法人の名称とともにその代表者の氏名を合わせて記載させ、かつ、法人の印及び代表者の印を押捺させるものとする。ただし、袋綴じ等の場合の割印は、代表者の印のみでよいものとする。

(3) 書類審査

ア 変更理由書

定款変更を必要とする理由が詳細に記載されていること。

イ 定款中の変更しようとする箇所を記載した書面

（ア）変更後の新条文が左欄、変更前の旧条文（朱書きとする）が右欄に記載され、新・旧条文が対照できるものであること。

（イ）変更に係る条文は、その全文が記載されていること。ただし、条文に項又は号の数が多い場合は、変更に関係のない項又は号を省略する旨記載できるものとする。

（ウ）定款を全面変更する場合は、新・旧定款を添付するものとする。

（エ）定款変更が事業計画又は収支予算に係るものであるときは、定款変更前及び定款変更後の事業計画又は収支予算書の内容がそれぞれ対比して定款変更に伴う事業規模の拡張又は縮小が判然となるよう記載されていること。

（オ）出資1口の金額の減少の変更

a 法第66条第1項に基づき作成された財産目録及び貸借対照表が添付されていること。

- b 法第66条第2項に基づき公告及び催告を証する書面が添付されていること。
- c 法第67条第2項に基づき弁済、担保の提供又は財産の信託をしたことを証する書面が添付されていること。
- ウ 定款の変更を議決した総会の議事録又はその謄本
 - (ア) 総会の招集、開催及び議事進行に係る手続き、内容が適法になされているものであること。
 - (イ) 謄本の場合は、代表理事により原本に相違ない旨の証明がなされていること。

第4 諸届出書の受理

1 事務手続

(1) 組合

「商店街振興組合役員氏名（住所）変更届出書（様式第3）」、「商店街振興組合解散届出書（様式第7）」、「商店街振興組合決算関係書類提出書（様式第11）」、「商店街振興組合事務所変更届出書（様式第3-2）」、及び「商店街振興組合出資変更届出書（様式第3-3）」（以下「諸届出書」という。）を提出する組合は、これら諸届出書各2通を添えて「商店街振興組合諸届出書進達依頼書（様式第3-4）」により愛商連に進達依頼をするものとする。

(2) 愛商連

組合から進達依頼のあった諸届出書について、その様式、内容を確認、審査し「商店街振興組合諸届出書進達書（様式第3-5）」により、市に進達するとともに、諸届出書1通を保管するものとする。

(3) 市

愛商連から進達のあった諸届出書を受理するものとする。

2 事務処理上の留意点

(1) 組合役員氏名（住所）変更届

ア 変更した事項を記載した書面並びに変更の年月日及び理由を記載した書面が添付されていること。

イ 役員を選挙又は選任による変更の場合は、新たな役員を選挙した総会又は選任した理事会の議事録又はその謄本（代表理事により、原本である旨の証明がなされていること。）が添付されていること。

(2) 組合解散届

解散を議決した総会の議事録又はその謄本（代表理事により、原本である旨の証明がなされていること。）及び解散登記簿の謄本が添付されていること。

(3) 組合決算関係書類の提出

事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面及びこれらの書類を承認した通常総会の議事録又はその謄本（代表理事により、原本である旨の証明がなされていること。）が添付されていること。

(4) 組合住所変更届

変更後の組合住所登記簿抄本が添付されていること。

(5) 組合出資変更届

変更後の組合出資登記簿抄本が添付されていること。

第5 総会の招集の承認

1 事務手続

(1) 組合

総組合員の同意を得て、総会招集の承認を得ようとする組合員は、「商店街振興組合総会招集承認申請書（様式第4）」（以下「承認申請書」という。）又は「商店街振興組合役員改選総会招集承認申請書（様式第5）」（以下「改選申請書」という。）2通を添えて「商店街振興組合総会招集承認申請書副申依頼書（様式第4-2）」により愛商連に副申依頼するものとする。

(2) 愛商連

ア 組合から副申依頼のあった承認申請書又は改選申請書について、その様式、内容を確認、審査のうえ「商店街振興組合総会招集承認申請書副申書（様式第4-3）」により市に副申するものとする。

イ 市から送付のあった「商店街振興組合総会招集承認書（様式第4-4）」（以下「承認書」という。）を組合に交付するとともに、承認申請書又は改選申請書1通を保管するものとする。

(3) 市

愛商連から副申のあった承認申請書又は改選申請書について、その様式、内容を確認、審査し、適当と認められるときは、法第59条に基づき総会招集を承認し、承認書を添えてこの旨を「商店街振興組合総会招集承認通知書（様式第4-5）」（以下「承認通知書」という。）により愛商連に通知するものとする。

2 事務処理上の留意点

(1) 承認申請書（改選申請書）受理

ア 正本2通

イ 申請書は横書にされていること。添付書類もなるべく横書とされていること。

ウ 申請書は一括して袋綴じにし、その綴目に申請人の印が押捺されていること。また、各ページに割印がされていること。

エ 申請書に記載されるべき申請人が法人である場合には、法人の名称とともにその代表者の氏名を合わせて記載させ、かつ、法人の印及び代表者の印を押捺させるものとする。ただし、袋綴じ等の場合の割印は、代表者の印のみでよいものとする。

(2) 書類審査

ア 組合員名簿

承認申請書（改選申請書）に添付すべき組合員名簿は、法第52条の規定に

より組合に備えつけてあるものの謄本であることが望ましいが、これを提出させることが困難である場合には、同条第2項第1号の事項（氏名又は名称及び住所）のみを記載した抄本を提出させ、組合に原本を呈示することを命じ、これと対比して確認すること。

イ 組合員の総数の5分の1以上の同意を得た（又は連署があった）ことを証する書面

同意者全員の氏名又は名称及び住所を記載した書面に押印があること。

第6 合併の認可

1 事務手続

(1) 組合

ア 合併しようとする組合は、組合の1つが存続して他の解散した組合を吸収する場合（吸収合併）には、「商店街振興組合合併認可申請書（様式第8）」（以下「吸収合併申請書」という。）、組合の全てが解散し、同時に新しい1つの組合を設立する場合（新設合併）には、「商店街振興組合合併認可申請書（様式第9）」（以下「新設合併申請書」という。）3通を添えて、「商店街振興組合合併認可申請書副申依頼書（様式第9-2）」により、愛商連に副申依頼するものとする。

イ 合併認可を受けた組合は、速やかに合併登記手続を行うものとする。

ウ 合併によって成立する組合については（新設合併の場合）、第2の1の(1)のイに準じるものとする。

(2) 愛商連

ア 組合から副申依頼のあった合併申請書について、その様式、内容を確認、審査のうえ「商店街振興組合合併認可申請書副申書（様式第9-3）」（以下「合併副申書」という。）により、市に副申するものとする。

イ 市から送付のあった「商店街振興組合合併認可書（様式第9-4）」（以下「合併認可書」という。）を組合に交付するとともに、合併申請書1通を保管するものとする。

(3) 市

ア 愛商連から副申のあった合併申請書について、その様式、内容を確認、審査し、適当と認めるときは、法第73条第3項に基づき組合の合併を認可し、合併認可書を添えてこの旨を「商店街振興組合合併認可通知書（様式第9-5）」（以下「合併通知書」という。）により組合に通知するものとする。

イ 愛商連から進達のあった成立届出書を受理するものとする。

2 事務処理上の留意点

(1) 事前指導

ア 地区、事業及び出資1口の金額を変更しようとするときは、組合の経営基盤の影響を十分に検討すること。

イ 出資1口の金額の増加の場合は、組合員全員の同意を得させること。

ウ 出資1口の金額の減少の場合は、債権者保護の手続きをとらせること。

(法第66条)

(2) 合併申請書受理

ア 正本3通

イ 申請書は横書にされていること。添付書類もなるべく横書とされていること。

ウ 申請書は一括して袋綴じにし、その綴目に申請人の印が押捺されていること。また、各ページに割印がされていること。

エ 申請書に記載されるべき申請人が法人である場合には、法人の名称とともにその代表者の氏名を合わせて記載させ、かつ、法人の印及び代表者の印を押捺させるものとする。ただし、袋綴じ等の場合の割印は、代表者の印のみでよいものとする。

(3) 書類審査

ア 合併理由書

合併理由書は、合併しようとする理由が詳細に記載されていること。

イ 合併契約書又はその謄本

合併契約書は、合併後の組合の方針、合併の条件、諸権利義務の帰属等を明瞭にするため重要なものであるから、表現が明確であり、合併の当事者たる組合の代表権限を有する者によって適法に作成されたものであること。

ウ 出資1口の金額の減少の変更の場合

(ア) 法第66条第1項に基づき作成された財産目録及び貸借対照表が添付されていること。

(イ) 法第66条第2項に基づき公告及び催告を証する書面が添付されていること。

(ウ) 法第67条第2項に基づき弁済、担保の提供又は財産の信託をしたことを証する書面が添付されていること。

第7 検査の請求

1 事務手続

(1) 組合

組合の検査を請求しようとする組合員は、組合員の名簿、その総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書面及び「商店街振興組合検査請求書(様式第10)」(以下「検査請求書」という。)各2通を添えて「商店街振興組合検査請求書副申依頼書(様式第10-2)」により愛商連に副申依頼をするものとする。

(2) 愛商連

ア 組合員から副申依頼のあった検査請求書について、その様式、内容を確認、審査のうえ「商店街振興組合検査請求書副申書(様式第10-3)」(以下「検査副申書」という。)により市に副申するものとする。

イ 市から送付のあった「商店街振興組合検査結果通知書(様式第10-4)」(以下「検査通知書」という。)を組合員に通知するとともに、検査請求書

及び検査通知書の写しを各1部保管するものとする。

(3) 市

愛商連から副申のあった検査請求書について、その様式、内容を確認、審査し、適当と認めるときは、法第81条第2項に基づき組合の業務又は会計の状況を検査し、検査通知書を添えて、この旨を愛商連に通知するものとする。

2 事務処理上の留意点

(1) 検査請求書受理

ア 正本2通

イ 申請書は横書にされていること。添付書類もなるべく横書とされていること。

ウ 申請書は一括して袋綴じにし、その綴目に申請人の印が押捺されていること。また、各ページに割印がされていること。

エ 申請書に記載されるべき申請人が法人である場合には、法人の名称とともにその代表者の氏名を合わせて記載させ、かつ、法人の印及び代表者の印を押捺させるものとする。ただし、袋綴じ等の場合の割印は、代表者の印のみでよいものとする。

(2) 書類審査

ア 組合員の名簿

組合員の氏名、住所、事業の種類が記載されていること。

イ 組合員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書面
同意者の記名、押印があること。

第8 報告の徴収

1 事務手続

(1) 組合

組合の一般的状況等に関する報告書の提出要求を受けた後、「商店街振興組合報告書（様式第10-5）」（以下「報告書」という。）2通を添えて「商店街振興組合報告書進達依頼書（様式第10-6）」により愛商連に進達依頼するものとする。

(2) 愛商連

ア 報告書の提出要求依頼を受けて「商店街振興組合報告書提出要求書（様式第10-7）」（以下「要求書」という。）により組合に提出要求するものとする。

イ 組合から提出のあった報告書の様式、内容を確認、審査し、「商店街振興組合報告書進達書（様式第10-8）」により市に進達するとともに、報告書1通を保管するものとする。

(3) 市

ア 法第83条（第84条）に基づき組合の一般的状況等に関する報告書を徴しようとするときは、要求書1通を添えて愛商連に提出要求依頼するものとする。

イ 愛商連から進達のあった報告書を受理するものとする。

第9 業務改善の命令及び解散の命令

1 事務手続

(1) 愛商連

市から送付のあった「商店街振興組合業務改善（解散）命令書（様式第10-9）」（以下「命令書」という。）を組合に交付するものとする。

(2) 市

法第85条（第86条）に基づき組合の業務改善（解散）を命じようとするときは、命令書を添えてこの旨を「商店街振興組合業務改善（解散）命令通知書（様式第10-10）」により愛商連に通知するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか事務処理に関して疑義が生じた場合には必要に応じて市に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。